

第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画（案）

策定の趣旨

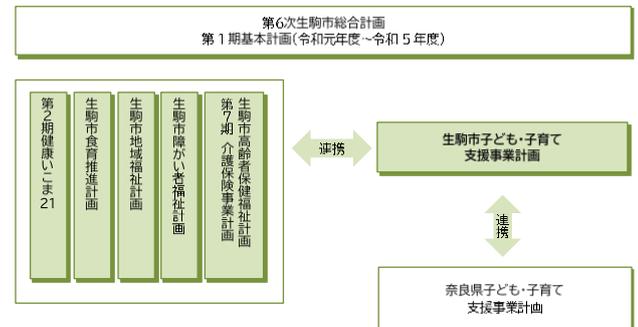
国においては、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、子どもや家庭を支援する新たな取組として、平成24年8月に制定した「子ども子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法）」に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を推進してきました。

本市においては、子ども・子育て支援新制度の「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」という目的や国の方針を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等が円滑に実施できるよう「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的・計画的に子育て支援策を推進しています。

計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める計画として策定します。

なお、この計画は、上位計画である「第6次生駒市総合計画」等、関連する既存計画との整合を図ったものとします。



計画期間

この計画の期間は令和2年度～6年度の5年間としますが、社会状況の変化等によって適宜見直しを行います。

計画の基本理念、基本的な視点

【基本理念の合言葉】

子育て楽しいね！いこま

～子どもが楽しむ！笑顔が弾ける！日本一の子育て・教育のまち「いこま」～

計画を推進するにあたっての視点

- ・子どもの権利の尊重
- ・切れ目のない支援・サービスの提供
- ・質の高い教育・保育サービスの提供
- ・市内の地域特性を踏まえた子育て・子育て支援の充実
- ・地域全体で子育て・子育てを支援

事業計画の内容

教育・保育提供区域の設定

量の見込みの算出について

教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の 必要性あり	1,2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の 必要性あり	1,2歳 保育の 必要性あり	
①見込み量 (必要利用定員数)	1,359人	1,696人		227人	967人	1,290人	1,611人		223人	1,002人	
保育 (対象人口に対する①の割合)	43.7%	5.3%	49.2%	28.0%	56.8%	43.7%	5.4%	49.2%	27.9%	56.8%	
②確保量	特定教育・ 保育施設	1,271人	470人	1,505人	211人	742人	1,271人	470人	1,505人	211人	742人
	確認を 受けない 幼稚園	490人	60人				465人	57人			
	地域型 保育事業				39人	128人				39人	152人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

【待機児童対策について】

あらゆる方策を活用して保育施設の誘致や保育人材確保に努めて、待機児童の解消をめざします。

【認定こども園について】

保育ニーズへの対応と保護者の就労状況の変化にかかわらず子どもが通い入れた施設を継続利用できる、認定こども園移行を推進します。

【質の高い幼児期の教育・保育の提供について】

保育所・認定こども園では公立・私立の枠を超えて、一層の教育保育機能強化、幼稚園では、研修内容を深めるとともに、臨時職員に対する研修機会の確保を進めます。

【地域の子育て支援の推進について】

自治会や地域の各種団体等への情報発信を積極的に行い、地域ぐるみで子どもを見守り、多世代の交流機会の拡大につながるよう、地域との連携・協働を進めます。

【幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進について】

本市独自の「保幼小接続カリキュラム」に基づき、地域力をいかしながら、それぞれの校区の子どもの実態に合わせた保幼小接続の取組を実施するなど、「育ちと学び」をつなげる保幼小接続事業に全市的に取り組みます。